

産業建設常任委員会協議会

日 時 令和3年7月13日（火）午後2時～午後4時
場 所 全員協議会室

1 開議

2 案件

（1）今後の森林整備について

（亀岡市森林組合・農林振興課との意見交換会）

3 その他

【亀岡市森林組合】

【亀岡市】

【亀岡市議会産業建設常任委員会】

意見交換会 次第

令和3年7月13日（火）

14:00～16:00

場所：亀岡市役所8階 全員協議会室

1 開会

亀岡市議会産業建設常任委員会委員長あいさつ

2 開会あいさつ

亀岡市森林組合 山脇安三代表理事組合長あいさつ

亀岡市産業観光部長あいさつ

3 意見交換

テーマ：今後の森林整備について

4 閉会

亀岡市議会産業建設常任委員会副委員長あいさつ

亀岡市森林組合の 現状と今後

令和3年7月13日
亀岡市議会
産業建設常任委員会
於；亀岡市役所

亀岡市森林組合の組織

組合規模 (R3.3.31現在)

- ▶ 組合員総数・・・1,601名
- ▶ 出資金総額・・・48,767千円
- ▶ 令和2年度 事業収益・・・84,607千円
- ▶ 令和2年度剰余金・・・3,709千円 (次期繰越剰余金・・・15,063千円)

職員構成

- ◎事務技術職員・・・施業管理全般（2名） 森林施業プランナー（1名）
林業技士（1名）

▽依頼案件の見積、施主さんとの連絡調整等
施業管理全般に関わる事務作業

- ◎事務主任・会計・・・会計・購買全般（1名）

- ◎現場技能職員・・・森林整備全般（6名；内グリーンワーカー4名）
▽間伐・除伐・枝打、下刈り、特殊伐採、草刈り、運搬等々

亀岡市森林組合の経営状況

今日までの組合の経営状況

- ▶ 組合員からの搬出間伐, 組合員外からの危険木等の伐木処理依頼による施業
- ▶ 樹齢20～40年前後の一部の個人山の切り捨て間伐主体の事業
 - ・ 組合員個別の施業指導 (間伐・下草刈り・枝打 等々)
- ▶ 行政からの風倒木処理・府有林 (切り捨て & 搬出間伐) の施業

◎ 架線集材が中心で高性能林業機械の利用が少なかった
 ≪ 高性能林業機械の導入が遅れている ≫

★ 今後は・・・

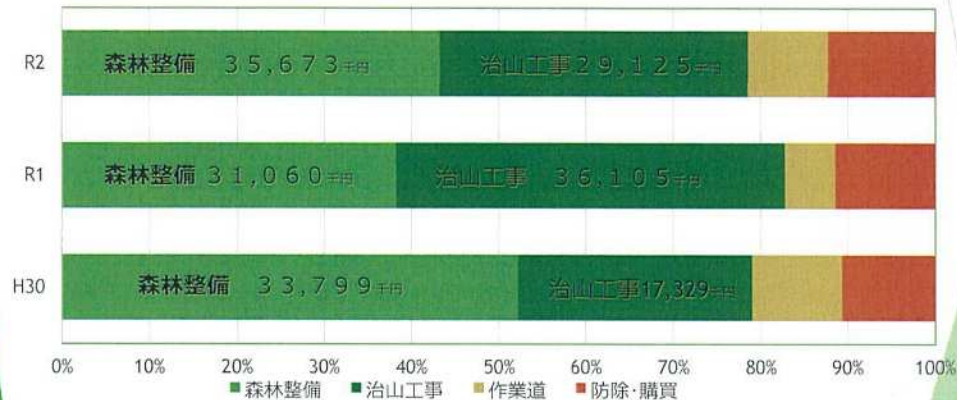
- ◎ 森林経営計画に基づく搬出 (利用) 間伐に重きを置いた森林整備を進める
 高性能林業機械を取り入れた攻めの森林づくり, 山づくりをしていきたい

亀岡市森林組合の経営状況

年度	事業名	取扱高(千円)	内 容
R 2	森林整備関係	35,673	府有林(畑野)搬出間伐・林内作業道開設, (国研)整備機構(間伐) 他 組合員の造林・保育等
	治山工事関係	29,125	京都府からの風倒木処理 (保津・篠・曾我部), 東本梅町(切捨て間伐)
	作業道工事事業	7,650	古世町で開設 (4路線)
	病虫害防除・購買	10,082	松くい虫予防樹幹注入, 庭木の病虫害予防薬剤散布, 機材の販売
R 1	森林整備関係	31,060	府有林(畑野・上矢田)間伐, (国研)整備機構(下刈り), 組合員の造林 他
	治山工事関係	36,105	京都府・市からの風倒木除去(保津・千歳・西別院)・間伐(宮前) 他
	作業道工事関係	4,701	古世町で開設 他
	病虫害防除・購買	9,259	松くい虫予防樹幹注入, 庭木の病虫害予防薬剤散布, 機材の販売
H30	森林整備関係	33,799	(国研)整備機構, 組合員・市・民間からの造林・保育等受託作業 他
	治山工事関係	17,329	京都府 (篠町の間伐, 千歳町の流木撤去) 等
	作業道工事関係	6,703	古世町で開設
	病虫害防除・購買	6,894	松くい虫予防樹幹注入, 庭木の病虫害予防薬剤散布, 機材の販売

亀岡市森林組合の経営状況

部門別事業額



亀岡市森林組合 今後の経営の方向

山主・市民の山林に対する意識

- ▶ 亀岡市は、京都市のベッドタウン化→市民の労働市場は、亀岡市域外に頼っている
- ▶ 住民の生計も都市化している→日常生活の中で山林に目を向けることが少ない
目を向ける必要がない！

- ▶ 山林所有者・市民の山林に対する関心が薄い
- ▶ 市の山林規模に対しての事業規模が小さい

市の森林15,277ha(70%)
内人工林 4,300ha

組合としての森林整備

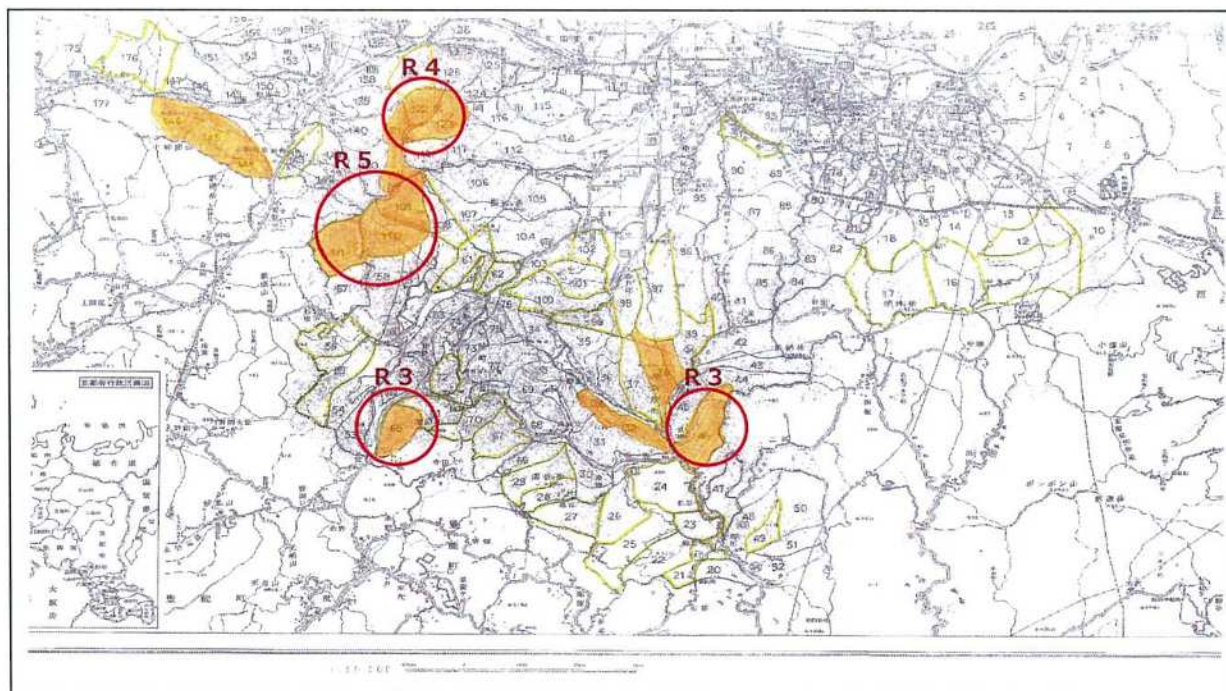
森林経営計画を進め、魅力ある山づくり（山主負担「0」）で!!
施業の見える化→攻めの森林づくり、山づくりへ

山林所有者の森林への意識改革を!!

施業を
まとめる力に!!

森林経営計画(搬出間伐計画)予定地 (事業計画)

予定順	林 班	場 所 (通名)	面 積(ha)	事業予定時期	年度計(ha)
1	46	東掛 戸板谷	37.47	R3	63.97
2	65	神地 宮ヶ原	26.5		
3	121	佐伯 大城山	8.71	R4	46.96
4	122	佐伯 大城山	11.75		
5	123	佐伯 大城山	26.5	R5	96.19
6	32	東掛カヤノキ	28.36		
7	109	犬 飼	17.21		
8	110	犬 飼	13.44		
9	111	犬 飼	14.55		
10	119	犬 飼	22.63	R7	62.08
11	237	馬路 一ノ橋	17.68		
12	144	本梅 西加舎	18.33		
13	145	本梅 西加舎	19.84		
14	146	本梅 西加舎	6.23	R9	48.49
15	225	馬路 池尻山	10.44		
16	213	旭 渋谷	7.56		
17	214	旭 渋谷	6.33		
18	38	曾我部 桜峠	24.16		



「森林経営管理制度」導入の背景

- ① 「所有面積が零細」なことに加え、「長期的な林業の低迷」や「世代交代」等により、森林への関心が薄れ、市町村の8割が民有林の手入れが不足と回答
- ② 「不在村化」、「高齢化」が進む中で、「所有者不明」「境界不明」森林が増加、早急な対応が必要
- 一方で、
- ③ 森林資源が成長・充実し、「伐(き)って、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったこと
- ④ 「林業経営者」(森林組合・素材生産業者)の7割が規模拡大の意向



「森林経営管理制度」は、これらの状況を踏まえ、③④の強みを生かして、

①②のような、森林所有者によって管理が行えない森林を整備するために

新たな法律(森林経営管理法)を制定し、導入された制度です。

「森林経営管理制度」の概要

森林所有者が経営管理を行う意思がない森林（人工林）について、市町村が仲介役となり、「森林所有者」と「林業経営者」をつなぐことで、「森林の整備」と「林業経営の効率化」を図る制度

① 現在経営管理が行われていない人工林（10年間手入れ無し）を抽出



② 管理意思を
確認
(意向調査)



森林所有者

管理意思
有り

本制度の対象外
(既存補助制度等による整備)

管理意思
無し

経営管理権
の設定
③ 経営管理を
委託



市町村

円滑な実施
に向けた支援



④ 林業に
適するか
を判断

林業経営に
適した森林



経営管理実施権
の設定

⑤ 経営管理を
再委託



「意欲・能力のある林業
経営者」による管理

林業経営に
適さない森林



⑤ 市町村が自ら管理

(R元導入の「森林環境譲与税」を活用)

経営管理制度の大まかな流れ



意向調査の内容

- ◆ 所有森林経営管理の有無
- ◆ 今後の経営管理意思
(自ら管理する若しくは市町村へ委ねる)
- ◆ その他

市町村は、森林所有者と下記事項等を協議し、「経営管理権集積計画」を作成。

① 権利の設定期間

制度上の上限・下限はなし

② 手入れ内容

下刈りや間伐の時期、伐採率、皆伐の意思など

③ 事業者が伐採した木材により利益を出した場合の配分方法や時期

市町村は、森林所有者の同意が得られた「経営管理集積計画」を公告し、**経営管理権**を設定。公告後は、担当課窓口にて縦覧。

市町村は、事業者選定に係る委員会を設置し、都道府県が公表する各事業者から提出された経営管理に係る提案書を審査・評価することにより、経営管理実施権を設定する事業者を選定。

市町村は、②の計画、④で提出された提案書を基に、「経営管理権配分計画」を作成し、選定事業者と協議する。

市町村は、選定事業者の同意が得られた「経営管理権配分計画」を公告し、**経営管理実施権**を設定。公告後は、担当課窓口にて縦覧。

選定事業者は、「経営管理権配分計画」に基づき、森林経営管理を実践。

「森林環境税」と「森林環境譲与税」の概要

◆「森林環境税」の概要（令和6年度から課税）

納税義務者	国内に住所を有する個人に対して課する <u>国税</u>
税 額	<u>1,000円（年額）</u>
賦課徴収	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

◆「森林環境譲与税」の概要（令和元年度から譲与）

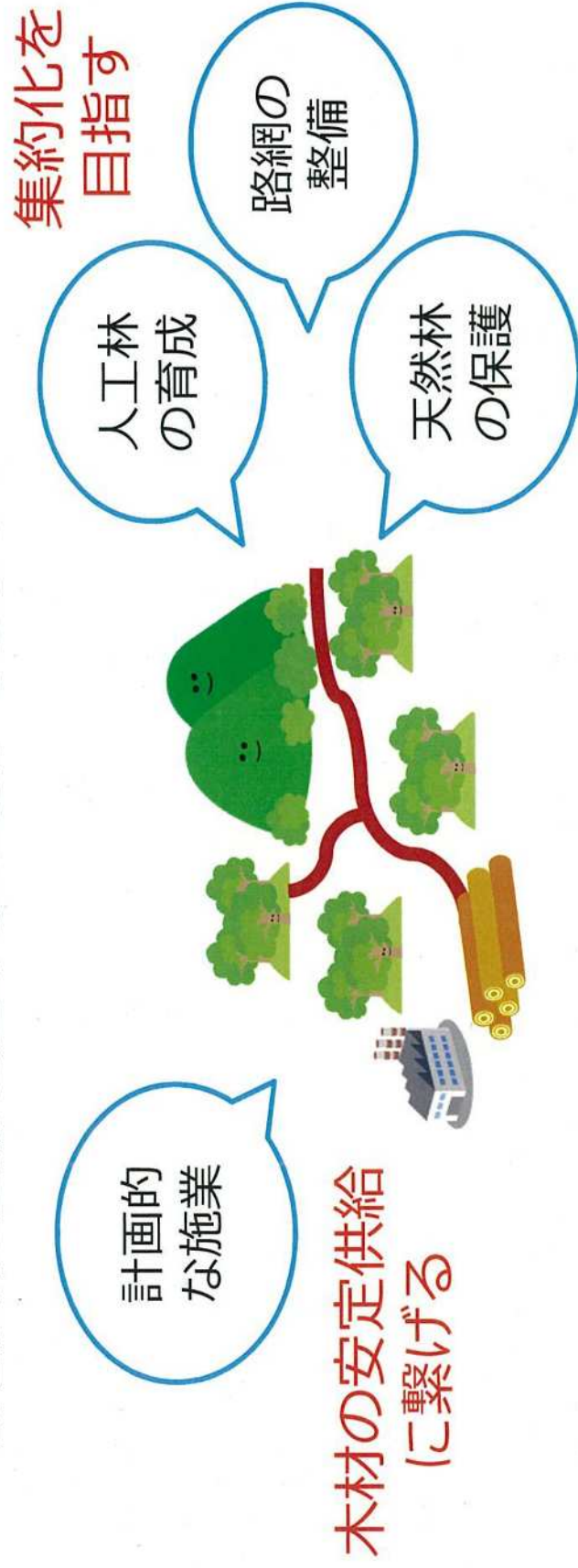
譲与基準	総額の9割（当初8割）を各市町村に下記割合で配分（都道府県は1割（当初2割）） <u>① 私有林人工林面積（5/10）</u> / <u>② 林業就業者数（2/10）</u> / <u>③ 人口（3/10）</u>
使 途	◆市 町 村： <u>森林整備</u> 及び <u>その促進に関する費用</u> （人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等） ◆都道府県：市町村が実施する森林整備等の支援に関する費用



「森林経営管理制度」への活用その他、法律の使途の範囲内において、
市町村の判断で様々な活用が可能

森林経営計画とは

- ・ 森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、面的なまとまりをもった森林を対象に、単独又は共同で森林の施業や路網整備、森林の保護等について**5年間の計画**を立て、市町村長等の認定を受ける制度です
- ・ 森林経営計画を作成することで、様々な支援措置を受け、計画的に整備を進めることができます



森林経営計画の種類

区分	面積の要件	施業の要件	単独/共同
属地計画	林班計画 林班又は連たんする 複数林班の合計面積 の1/2以上	【共通】 - 一定面積以上の間伐を実行する必要がある - 伐採できる材積に上限がある等	単独作成も 共同作成も 可能
	区域計画 市町村森林整備計画 に設定された区域内 で30ha以上		
属人計画	単独所有100ha以上		単独作成のみ

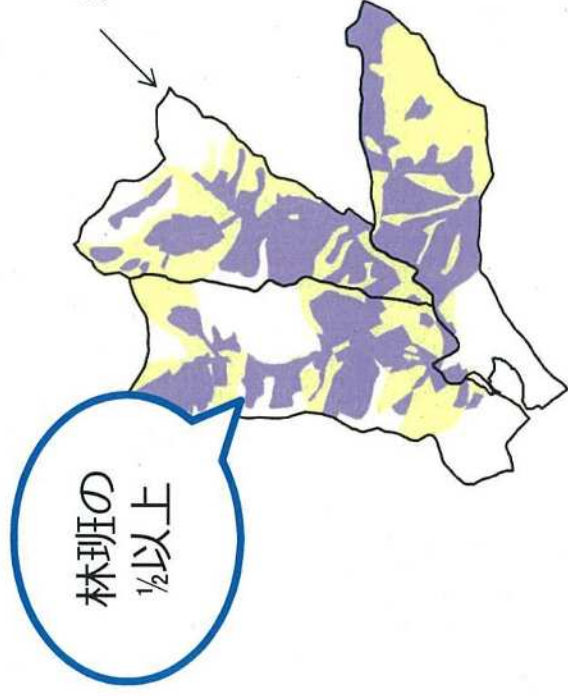
ポイント

属地計画のうち、従来からの「**林班計画**」では林班の1/2以上をまとめることが難しい地域があったため、平成26年度から制度が改正され、「**区域計画**」という新たな選択肢が生まれました

林班計画と区域計画のイメージ

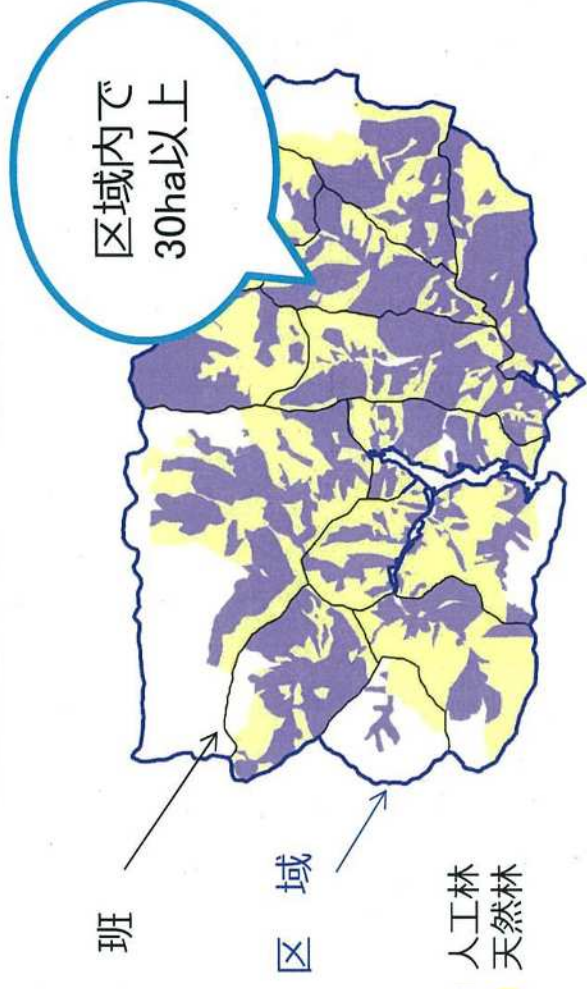
林班計画

林班又は連たんする複数林班の $\frac{1}{2}$
以上をまとめる



区域計画

市町村森林整備計画に定められ
た区域内で30ha以上まとめる



ポイント

林班内、又は区域内で所有する森林
又は他の森林所有者から経営を委託された森林は、
すべて計画対象に含める必要があります

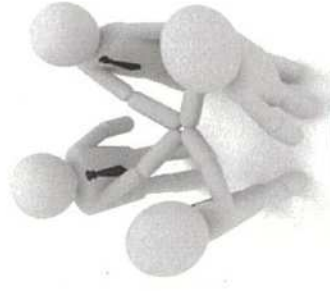
森林経営計画に参加するには

1 自ら計画を立てる（単独又は共同）

2 森林組合、林業事業体等に
森林の経営を長期間委託し、
かわりに計画を立ててもらう

※期間を決めて森林の施業と保護を委託するもので、
所有者の財産権を渡すものではありません

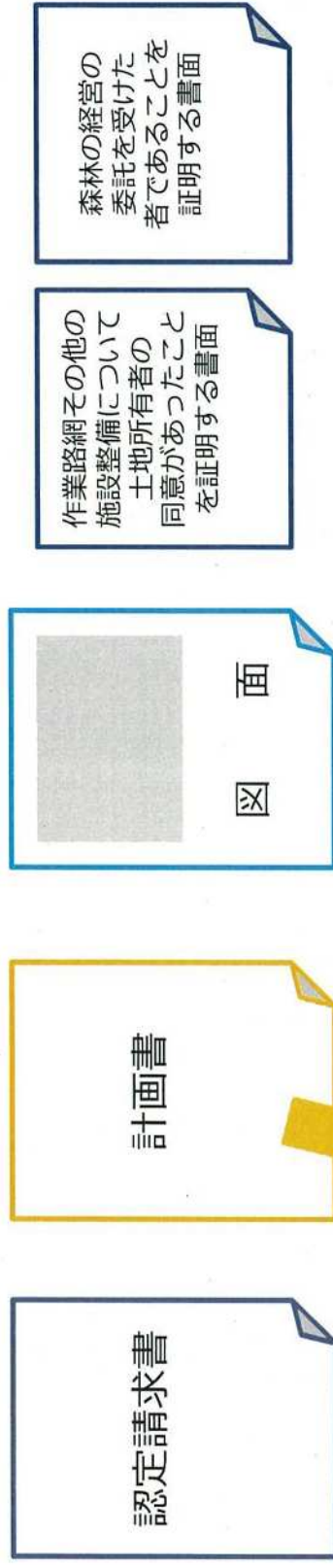
3 単独100ha以上所有している場合
所有森林、又は経営の委託を受けた森林の
すべてに対して計画を立てる



属
地
計
画

属
人
計
画

森林経営計画の内容と必要な書類



1. 森林の経営に関する長期の方針

2. 森林の現況と伐採・造林計画等

- ・ 主伐・間伐の施業履歴
- ・ 伐採（主伐・間伐）、造林、保育の計画

3. 森林の保護に関する事項

4. 森林経営の共同化に関する事項

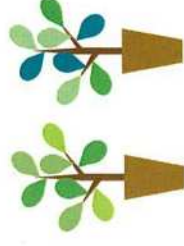
5. 作業路網の整備に関する事項

6. 森林の経営の規模拡大の目標等（任意）

①計画対象森林の所在

②作業路網等の整備状況

③主伐を行う区画



森林経営計画の実行と支援

森林経営計画は認定を受けるだけでなく、確実に計画を実行することが重要です

一度認定された計画も、要件を満たしている限り必要に応じて変更できます



作成の支援

森林整備地域
活動支援交付金

実行の支援

森林整備事業（造林補助金）

税制の特例

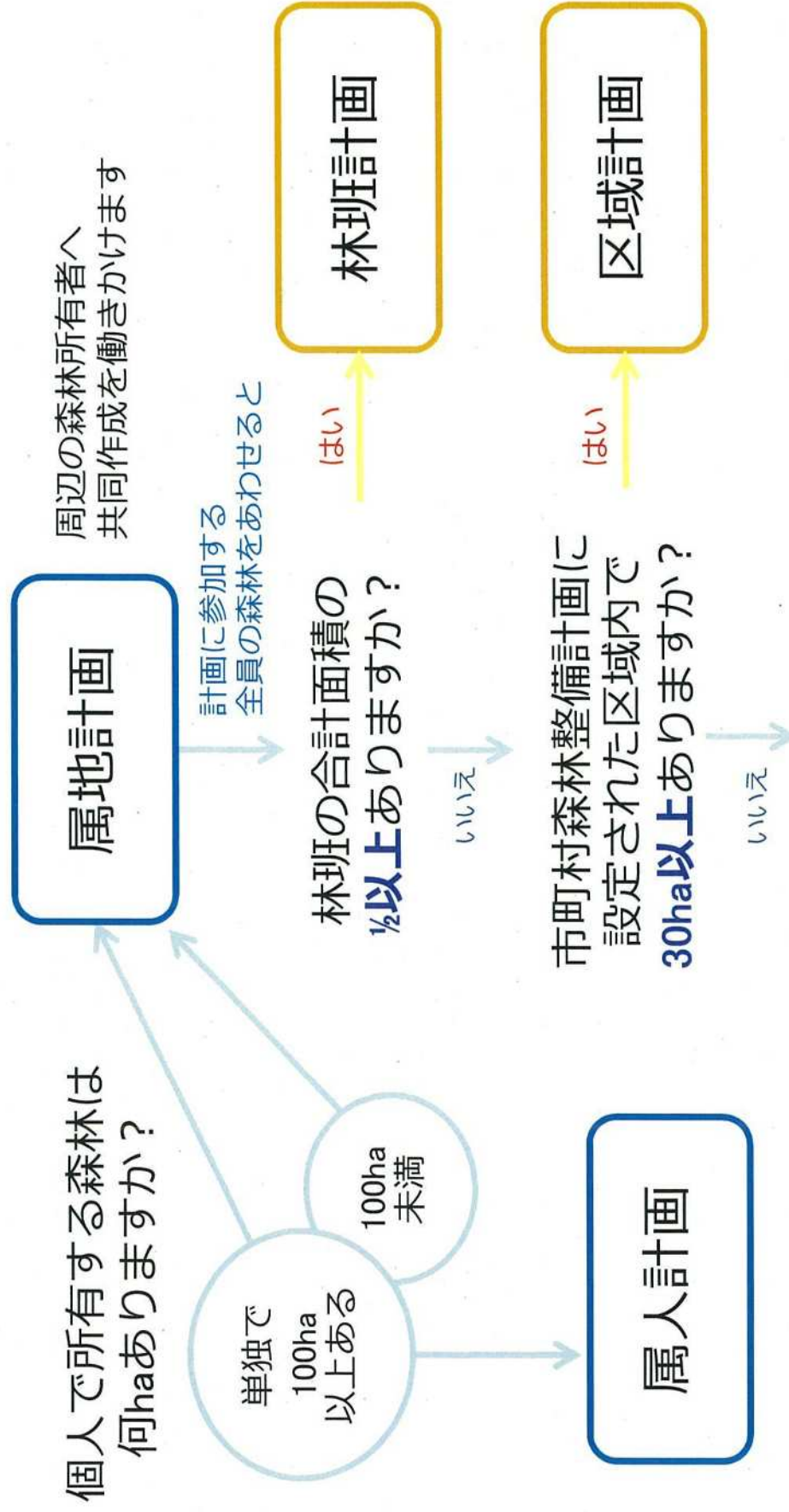
融資の特例

※支援や特例には、

「森林経営計画の認定を受けていること」
以外にも要件がありますので、
それぞれ御確認ください

計画作成に向けて①

計画の対象としたい森林の位置と規模を確かめます



※1 周辺の森林所有者へのさらなる働きかけが必要です

※2 林班内に所有者不明の森林が多い、計画への参加を拒まれた等の理由で林班計画が作成できない場合、市町村へ御相談ください

計画作成に向けて②

市町村森林整備計画の基準を確認します

主伐の 主な基準

林齢

森林・樹種ごとに主伐できる林齢が異なります
例：標準伐期齢＋10年、標準伐期齢×2など

材積

伐採量の上限があります（現存量により異なります）

植栽等

植栽等により、更新の確保が必要です

間伐の 主な基準

面積

5年間で一定面積以上の間伐を
実行することが必要です

材積

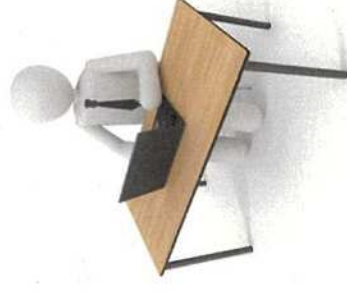
伐採量の上限があります（材積で35%）

ここに挙げる要件はあくまでも一部です。
詳しくは、森林の所在する市町村へご確認ください。



計画作成に向けて③

計画書を作成し、計画の認定を請求します



【認定請求先と時期】

森林経営計画の対象とする森林が

- 1つの市町村内にある場合
市町村長に、計画の始期の20日前
- 複数の市町村にまたがる場合
京都府知事（※1）に、計画の始期の30日前
- 複数の都道府県にまたがる場合
農林水産大臣（※2）に、計画の始期の60日前

※1 まずはお近くの広域振興局、京都林務事務所又は府庁林務課へ御相談ください
※2 林野庁計画課へお問い合わせください

計画の認定を受けたら

- 計画の確実な実行（遵守）が必要です
- 施業の要件を満たす範囲内で予定を変える場合、あらかじめ森林経営計画の変更が必要です
- 伐採、造林、譲渡又は路網の設置を実行した後は、30日以内に、認定権者に伐採届を提出します
- 5年間で計画を達成します

